

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、道から、原子力規制委員会による警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

### 第2節 事故状況等の把握及び通報連絡

泊発電所において、警戒事象が発生した場合は、関係町村、国、道及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本として、それぞれ次のとおり通報連絡を行うものとする。

#### 1 警戒事象発生情報の連絡

町は、原子力規制委員会から警戒事象の通報があった場合、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

また、道から応急対策の実施に備えた準備を開始する旨の連絡を受けたときも、職員を動員、配備し必要な準備を開始するものとする。

#### 2 特定事象発生情報の連絡

##### (1) 原子力防災管理者の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けたときは、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により関係町村、国、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署長及び小樽海上保安本部に対し通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し、又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。

泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1)

原災法第10条第1項に基づく通報基準 (資料3-1-2)

##### (2) 国の通報連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しなど事故情報等について道、関係町村及び北海道警察本部及び公衆に連絡するものとしている。また、関係町村に対し、住民の避難準備、又は屋内退避準備を行うよう連絡するものとしている。

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとしている。また、原子力防災専門官は、

(3) のアの連絡を受けたときは、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとしている。

原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料3-1-3)

(3) 道の通報連絡

ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとしている。

イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとしている。

① P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること

② U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること

(4) 町の通報連絡

町長は、原子力防災管理者から通報を受けたときは、その通報連絡事項について、直ちに、羊蹄山ろく消防組合消防長（ニセコ支署長経由）、倶知安警察署長等防災関係機関の長に対して連絡するものとする。また、当面とるべき措置や自ら行う応急対策活動状況等を知事に随時連絡するものとする。

(5) 消防本部の通報連絡

羊蹄山ろく消防組合消防長は、道から通報を受けた時は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うとともに、蘭越町、ニセコ町、倶知安町へ通報連絡するものとする。

(6) 警察署の通報連絡

倶知安警察署長は、北海道警察本部から通報を受けたときは、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村へ通報連絡するものとしている。

### 3 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、関係町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

イ 町長は、道及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 町長は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 町長は、国の原子力災害現地対策本部や道の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況、モニタリング関係情報、医療関係情報や住民避難・屋内退避状況等必要な情報を常時継続的に共有するとともに、自ら行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

イ 町長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

#### 4 一般通信回線が使用できない場合の対処

町長は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

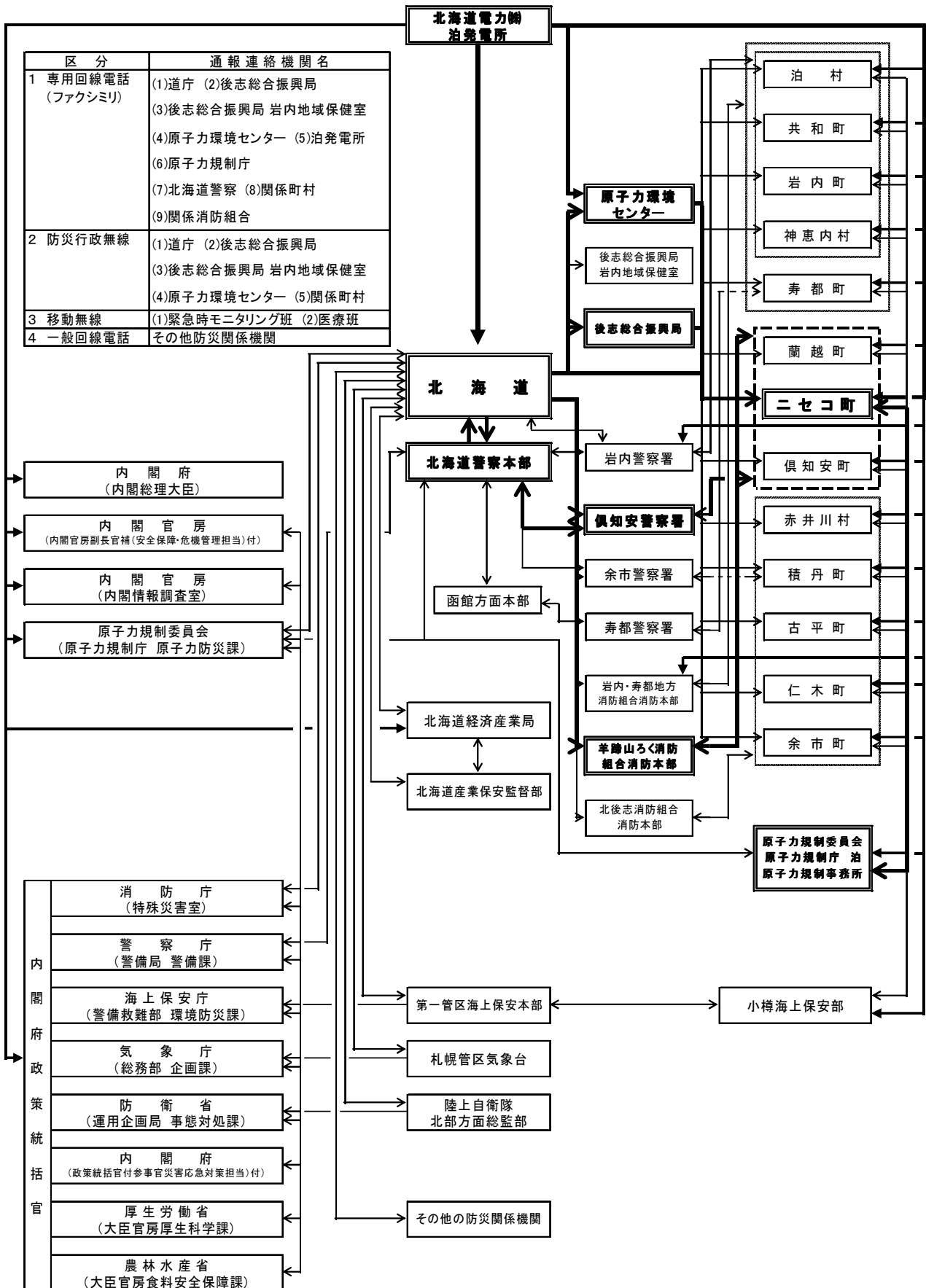
緊急時通報連絡系統図

(図3-1-1)

#### 5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町長は、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な緊急時モニタリング情報、モニタリングポスト情報及び気象情報の迅速な把握に努めるほか、既存の放射線等拡散シミュレーションを活用しながら、総合的に防護対策の検討の参考とする。

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図



※ 原子力災害合同協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

## 第3節 応急活動体制

## 1 配備体制及び災害対策本部等の設置

町長は、原子力規制委員会による警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は不測の事態にも的確に対応するため特に必要と認めるときは、次の活動体制をとり、国及び道の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。

また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。

区分	配備体制の基準及び 災害対策本部等の設置	体制 区分	本部 設置	配 備 体 制
初期 レベル	1 道から原子力規制委員会による 警戒事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めた とき	第 1 非常 配備		関係する部署の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。
警戒 レベル	1 原子力防災管理者から特定事象 の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めた とき	第 2 非常 配備	警戒 本部 の 設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
緊急 事態 レベル	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態 宣言を発出したとき 2 その他特に町長が必要と認めた とき	第 3 非常 配備	災害 対策 本部 の 設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。

## 2 第1非常配備（初期活動体制）

(1) 町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとるものとする。

なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう、連絡体制を整備するものとする。

第1非常配備体制 (図3-2-1)

図3-2-1 第1非常配備体制

班名・班長	担当課	災害業務
総務班 (総務課参事)	総務課	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 緊急時モニタリングに対する協力

(2) 町長は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

## 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等

町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める警戒レベルに該当する場合は、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

第2非常配備体制（警戒本部の組織） (図3-2-2)

図3-2-2 第2非常配備体制

班名・班長	担当課	災害業務
警戒本部 (町長)	特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定
総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. 災害対策本部の運営 8. 庁内各課等との連絡調整 9. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 10. 防災関係機関への連絡及び協力要請 11. 通信連絡設備の管理統制 12. 災害対策に必要な経費の予算経理 13. 災害対策用物品の出納
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の作成
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査
民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援 4. 被ばく医療・救護事業の体制準備 5. 安定ヨウ素剤の配付準備
建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持（除雪体制） 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 給水対策の準備
物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業委員会事務局	1. 農林畜産事業従事者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容

## (2) 町及び防災関係機関の活動体制

町長は、特定事象発生等の通報を受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。

## (3) 情報の収集及び専門家の派遣要請

町長は、特定事象発生等の通報を受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど国及び道との連携を図りつつ、事故状況の把握に努めるとともに、必要に応じて国に対して専門家の派遣

を要請するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議の出席

警戒本部長は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、町長の指名する職員を同会議に出席させるものとする。

(5) 国等との情報の共有等

警戒本部長は、現地事故対策連絡会議において出席する現地警戒本部要員に対し、関係町村が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。

(6) 警戒本部の廃止

町長は、災害の危険が解消したと認めた場合、又は災対法及び原災法に基づく災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部を廃止するものとする。

また、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。

#### 4 第3非常配備（災害対策本部の設置）

(1) 原子力災害対策本部の設置及び組織等

町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める緊急事態レベルに該当する場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、災対法、原災法及び町災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置するものとする。

第3非常配備体制（災害対策本部の組織）

(図 3-2-3)

ニセコ町災害対策本部条例

(資料 3-2-1)



図3-2-3 第3非常配備体制

班名・班長	担当課	災害業務
災害対策本部 (町長)	特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定
総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. テレビ電話会議システムの運用 8. 災害対策本部の運営 9. 庁内各課等との連絡調整 10. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 11. 防災関係機関への連絡及び協力要請 12. 通信連絡設備の管理統制 13. 災害対策に必要な経費の予算経理 14. 災害対策用物品の出納 15. 義援金の受入
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の整備 5. 物価の監視 6. 被災地住民の登録
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査 4. 被害状況の調査
民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援、避難者の収容支援 4. 食品の調達・給与、炊出し支援 5. 生活必需品物資の調達・給与 6. ボランティアの受入 7. 被ばく医療・救護事業の体制整備 8. 安定ヨウ素剤の配付 9. 住民等の健康調査の実施 10. 心身の健康相談体制の整備 11. 緊急被ばく医療への協力
建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持（除雪体制） 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 汚染飲料水の規制 6. 給水対策
物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業員会事務局	1. 農林畜産事業従事者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討 3. 汚染農林畜産物の摂取・出荷規制 4. 農林畜産物の流通対策
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容

(2) 連絡員の派遣

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、知事からオフサイトセンター内に設置する北海道現地災害対策本部に連絡員の派遣要請があった場合には、職員を派遣するものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

(4) 道及び防災関係機関等への協力要請

本部長は、必要に応じ、道及び防災関係機関等に対して災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。

(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携

本部長は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チーム及び道と連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもとでの災害廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

(6) 災害対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は緊急事態解除宣言前において、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき若しくは原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。

## 第4節 住民等に対する広報及び指示伝達

### 1 住民等への広報

(1) 町長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、道、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携のもとに、広報体系を一元化して迅速かつ的確に、様々な情報伝達手段を活用して継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。

なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。

(2) 町長は、情報の提供にあたり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しても、関係機関と連携して広報に努めるものとする。

(3) 本部長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、この協議会の場を通じて、十分に内容を確認し広報活動を行うものとする。

(4) 本部長は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難した場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 2 住民問い合わせ窓口

町長は必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応するため窓口を設置し、情報提供を行うものとする。

## 3 町が行う広報及び指示伝達

(1) 本部長は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町や道等が講じている施策に係る情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。

(2) 本部長は、特定事象発生通知や原子力緊急事態宣言により、知事からの指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話及びインターネット等あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に伝達するなど広報の徹底に努めるものとする。

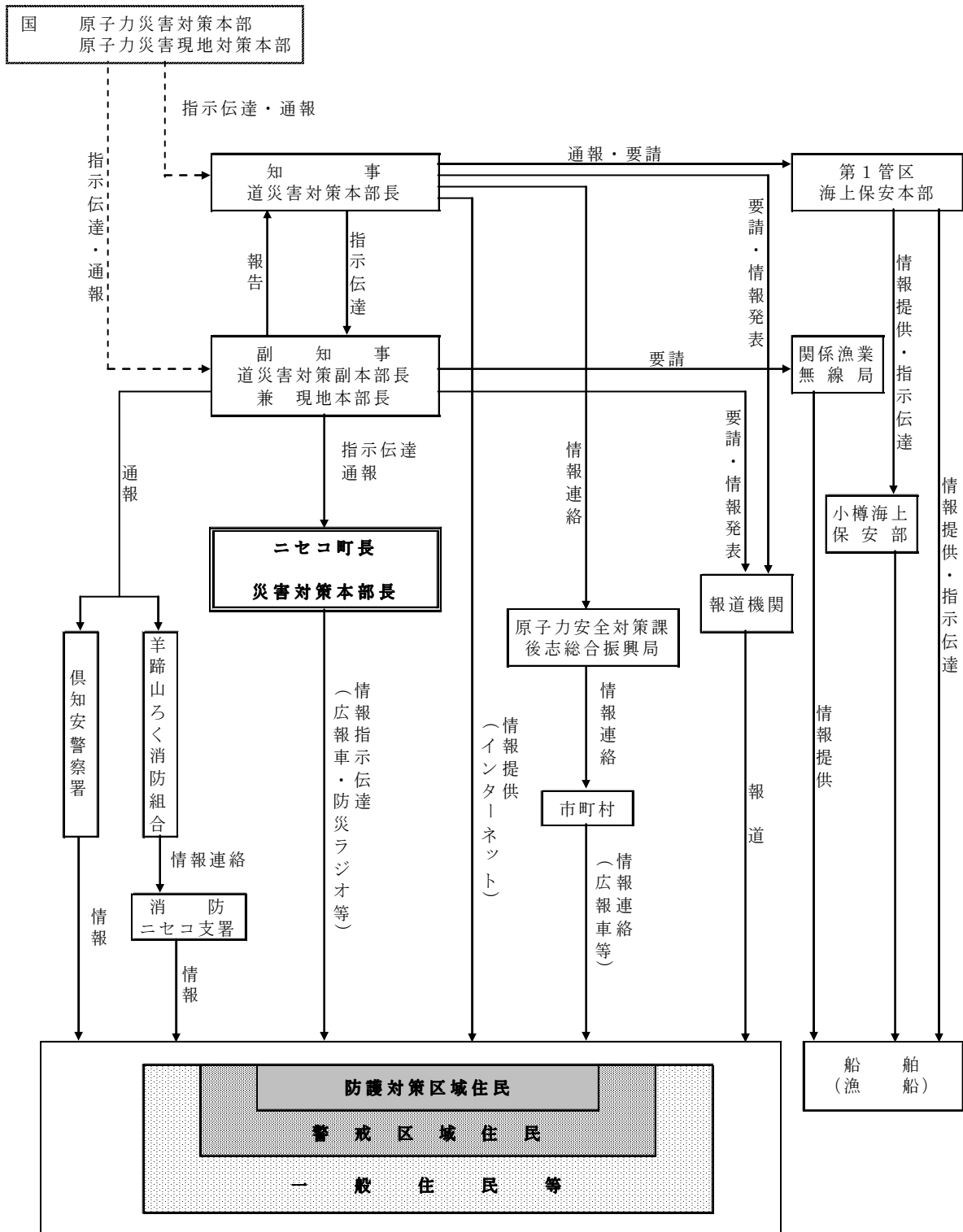
なお、町が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 事故の概要
- イ 泊発電所における対策状況
- ウ 災害の現況及び今後の予測
- エ 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況
- オ 住民等のとるべき措置及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

住民等に対する広報及び指示伝達系統図

(図 3-3-1)

図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



## 第5節 緊急時モニタリング

### 1 緊急時モニタリング活動への協力

知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとしている。

町長は、知事の要請に基づき、緊急時モニタリング班への要員の派遣を行うなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。

### 2 放射性物質による汚染状況の把握

町長は、道が行う緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況を常時把握するものとする。また、風向、風速、大気安定度等、放射能による影響推定に必要な気象状況についても、道等から常時収集しておくものとする。

## 第6節 防護対策

警戒本部長又は本部長は、地域住民等の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

### 1 防護対策の実施

(1) 本部長は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

ア P A Z内の町村長は、警戒事象発生時には、国及び知事の指示又は独自の判断により、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとしている。

イ P A Z内の町村長は、特定事象（原災法第10条通報）発生時には、国及び知事の指示又は独自の判断によりP A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととしている。また、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難場所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図ることとしている。

警戒本部長又は本部長は、国及び知事の指示又は独自の判断により、町全域における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うものとする。

ウ P A Z内の町村長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、道と連携し国に要請することとしている。

本部長は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国及び知事の指示又は独自の判断により、原則として町全域における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、住民等にその旨を伝達するものとする。

また、本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じる

よう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には道と連携し国に要請するものとする。

本部長は、国又は道の指示等により住民等の避難を決定した場合は、住民等の適切な行動等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。

なお、本部長は、指示案を伝達された場合には、必要に応じ、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて (別添1)

O I Lと防護措置について (別添2)

## (2) 避難の指示

ア 国又は知事は、避難の防護対策区域を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) 避難をとるべき防護対策区域

(オ) 避難に当たっての注意事項

(カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項

(キ) その他必要と認める事項

イ 本部長は、国又は知事から避難の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため協力を要請するものとする。また、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。

なお、輸送手段の確保など住民等の避難の支援が必要な場合は、道へ要請するものとする。

## (3) 避難の方法

ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、本部長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。

また、本部長は、避難が円滑に行われるよう道と協力するものとする。

なお、本部長は、避難にあたって自家用車等を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。

イ 本部長は、避難の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。

また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。

ウ 本部長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

(4) 屋内退避の指示

ア 国又は知事は、原子力災害対策指針に基づき、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとしている。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域

(オ) その他必要と認める事項

イ 本部長は、国又は知事から屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

ウ 国又は知事、本部長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。

(5) 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。

ア 本部長は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 知事は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供するものとし、本部長は、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話及びインターネット等の広報手段を用いて、災害状況等の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。

(6) コンクリート屋内退避の指示

ア 国又は知事は、コンクリート屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) コンクリート屋内退避をとるべき防護対策区域

(オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項

(カ) その他必要と認める事項

イ 本部長は、国又は知事から、コンクリート屋内退避の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、退避又は避難を円滑に行うため協力を要請するとともに、防護対策区域内の住民等に対して、コンクリート屋内退避の措置を講ずるものとする。

(7) コンクリート屋内退避の方法

ア 本部長は、防護対策区域内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮のうえ、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。

イ 本部長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護にあたらせるものとする。

ウ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。

また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。

エ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。

(8) その他

ア 本部長及び知事は、退避等を行う住民等に対して、被ばく低減のためマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導にあたる者もこの旨を必要に応じ住民等へ伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減計数 (資料 3-5-3)

イ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において必要な飲食物、生活必需物資等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合は、知事及び他の市町村長に協力を要請するものとする。

ウ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において、住民等に不安や動揺を与えないよう情報手段を確保し、適時適切に正確な情報を提供するとともに、必要に応じ適切な指示を行うものとする。

## 2 退避又は避難の誘導

退避又は避難の誘導は、職員、消防職(団)員及び警察官等があたり、知事との緊密な連携のもとに1-(1)で定める防護対策区域内の地区(集落)ごとに、住民等の退避等の状況を確認しながら実施するものとする。

なお、避難に際して他の防災関係機関の手段を使用する場合は、当該防災関係機関の指示に従うものとする。

本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、道と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他避難に必要な情報の提供に努めるものとする。

また、本部長は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び道に対して提供するものとする。

町職員、消防職(団)員数等

(資料 3-5-4)

## 3 一時滞在場所の設置

(1) 本部長の要請

本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所と



して他の市町村への避難が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。

避難先

(資料 3-5-6)

(2) 知事の要請

知事は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると認める場合は、他の市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとしている。

(3) 本部長の措置

本部長は、知事から他の市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡調整及び避難者の保護にあたらせるものとする。

#### 4 災害時要援護者等への配慮

- (1) 町は、道と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者当に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

災害時要援護者の状況

(資料 3-5-7)

- (2) 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。なお、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。なお、入所者又は利用者を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 5 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町及び道に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 6 仮設住宅等の活用

本部長は、道及び国と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、

公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めるものとする。

## 7 警戒区域の設定

本部長は、住民等の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、知事の指導、助言を得て災対法第63条1項の規定に基づき、必要に応じて、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、第4節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより、住民等に周知の徹底を図るものとする。

## 8 立入制限等の措置

本部長は、避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

また、本部長は、知事の指示に基づき、防護対策区域内への防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立入禁止、警戒区域への立入制限を住民等に対し指示するものとする。また、本部長は、倶知安警察署長に対し、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。

## 9 防護対策地区及び警戒区域内の警備

倶知安警察署長は、防護対策地区及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。

## 10 防災業務関係者の防護対策

町、道、羊蹄山ろく消防組合消防本部、倶知安警察署その他防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則としてそれぞれの機関ごとに行うものとする。

なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

- (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。
- (2) 災害の拡大防止及び人命救助等やむを得ない緊急作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限とする。

## 11 飲料水・飲食物の摂取制限等の措置

- (1) 本部長は、国又は知事の要請による住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

- (2) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、道が国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する場合、必要に応じ、協力するものとする。
- (3) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生上の基準を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

O I Lと防護措置について (別添2)

## 第7節 緊急被ばく医療活動

本部長は、知事の要請に基づき緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療活動について協力するものとする。

医療班のチーム編成 (資料3-6-1)

### (1) 職員の派遣

本部長は、知事が第2非常配備体制をとり、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に医療班を設置し、緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行う場合、知事が編成する医療班企画調整チームに職員を派遣し、緊急被ばく医療活動の状況、緊急被ばく医療活動実施計画その他必要事項について、本部への連絡にあたらせるものとする。

### (2) 羊蹄医師会に対する協力要請

本部長は、必要に応じ、羊蹄医師会に対し、緊急時における一般傷病者への医療活動を要請するものとする。

### (3) 傷病者の搬送

本部長は、医師の判断により傷病者の搬送等を要する場合、北海道現地災害対策本部と連携して緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。また、知事は汚染の検査及び除染の結果、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく者を放射線医学総合研究所等の放射線障害専門病院へ移送するものとする。

### (4) 安定ヨウ素剤の服用

本部長は、知事の指示に基づき、避難住民等に対し、放射線防護のため安定ヨウ素剤を服用させるものとする。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。

## 第8節 緊急輸送活動及び必需物資の調達

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、道等防災関係機関と調整のうえ緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 災害応急対策要員及び資機材
- イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ウ 避難者、負傷者等
- エ コンクリート屋内退避所、避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

ア 本部長は、道等防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を確認し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 本部長は、人員、車両等に不足を生じる場合は、道、その他防災関係機関等に支援を要請するものとする。

ウ 本部長は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

緊急輸送車両の確保について (資料3-7-1)

緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)

#### (4) 緊急輸送のための交通確保

北海道警察本部及び関係町村等町道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。また、関係町村等道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携のもとに除雪体制を強化するものとする。

### 2 生活必需品の調達

#### (1) 飲料水及び飲食物の供給

本部長は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、知事の協力を得て、飲料水及び飲食物の供給に関する応急措置を講じるものとする。

(2) 生活必需物資の供給

本部長は、退避等の措置を講じた場合、防護対策区域住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資を調達し、その供給を行うものとする。また、供給すべき物資が不足するときは、知事に協力を要請するものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

**第9節 行政機関の業務継続に係る措置**

(1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民等や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(2) 町は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を道に要請するものとする。

**第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策**

核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。

これらの事故が関係町村において発生した場合、関係町村及び道は、国及び原子力事業者が主体となって行う応急対策を支援する。

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など防災関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等へは、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。

(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

- (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
  - (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動
  - (オ) モニタリングの実施
  - (カ) 遮へい対策の実施
  - (キ) 立入制限区域の設定
  - (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置
  - (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置
- (3) 道を経由して事故の通報を受けた羊蹄山ろく消防組合は、直ちにその旨を町に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (4) 北海道警察本部を経由して事故の通報を受けた倶知安警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとしている。
- (5) 町は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、道、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。